

チャイルドシートを着用しましょう

●お子さまのチャイルドシート着用は、大人の責任です●

平成12年4月から、6歳未満のお子さまにチャイルドシートの着用が義務づけられています。

チャイルドシートは、万が一の交通事故の際に、乗車しているお子さまの身を守る役割があります。

お子さまには、チャイルドシートを必ず着用させるようにしましょう。



チャイルドシート購入費補助金をぜひご利用ください

松川村では、4歳未満のお子さまを対象に、チャイルドシートの購入価格（消費税額を除く）の3分の1を補助金として交付します。（村内に住所を有する者に限り、乳幼児一人につき一台）

なお、補助金額は100円未満の端数は切り捨てとなり、上限は1万円です。

申請時にお持ちいただくものとダウンロードのご案内



申請の際には、

- ① 認印（シャチハタ可）
- ② 領収書（レシート可）の原本
- ③ チャイルドシートの品質保証書
- ④ 振込先の口座が分かるもの
をお持ちください。

- ⑤ 製品の「認定・指定番号」を控えてき

てください。（商品により刻印等されている場所が異なります。）

また、記入していただく様式はホームページからダウンロードもできます（「チャイルドシート購入費補助金交付申請書」及び「チャイルドシート補助金請求書」）。

詳しくは、役場 住民課 生活環境係（Tel62-3112）までお問い合わせください。